

令和3年7月28日
八代復興事務所
熊本県

国道219号（大野大橋から人吉市方面）の一般車両の 通行が可能になります

～^{くまがわ}球磨川流域の生活・観光産業を支援～

- 国道219号の大野大橋から人吉市方面について、応急復旧工事を進めておりましたが、7月29日（木）から一般車両の通行が可能となる見込みとなりましたのでお知らせいたします。
- これにより、人吉方面と芦北八代方面をつなぐ道路ネットワークを確保するとともに球磨川流域市町村の生活及び観光産業を支援してまいります。
- なお、本区間の一部においては、引き続き、片側交互通行規制を継続しますので、ご通行の際、走行には十分ご注意ください。また、本区間以外の球磨川沿い両岸道路については、一般車両通行不可となっていますので、注意願います。
- 引き続き、早期の全線復旧に向け、全力で取り組んでまいります。

【問合せ先】

■ 応急復旧工事及び一般車両の通行について

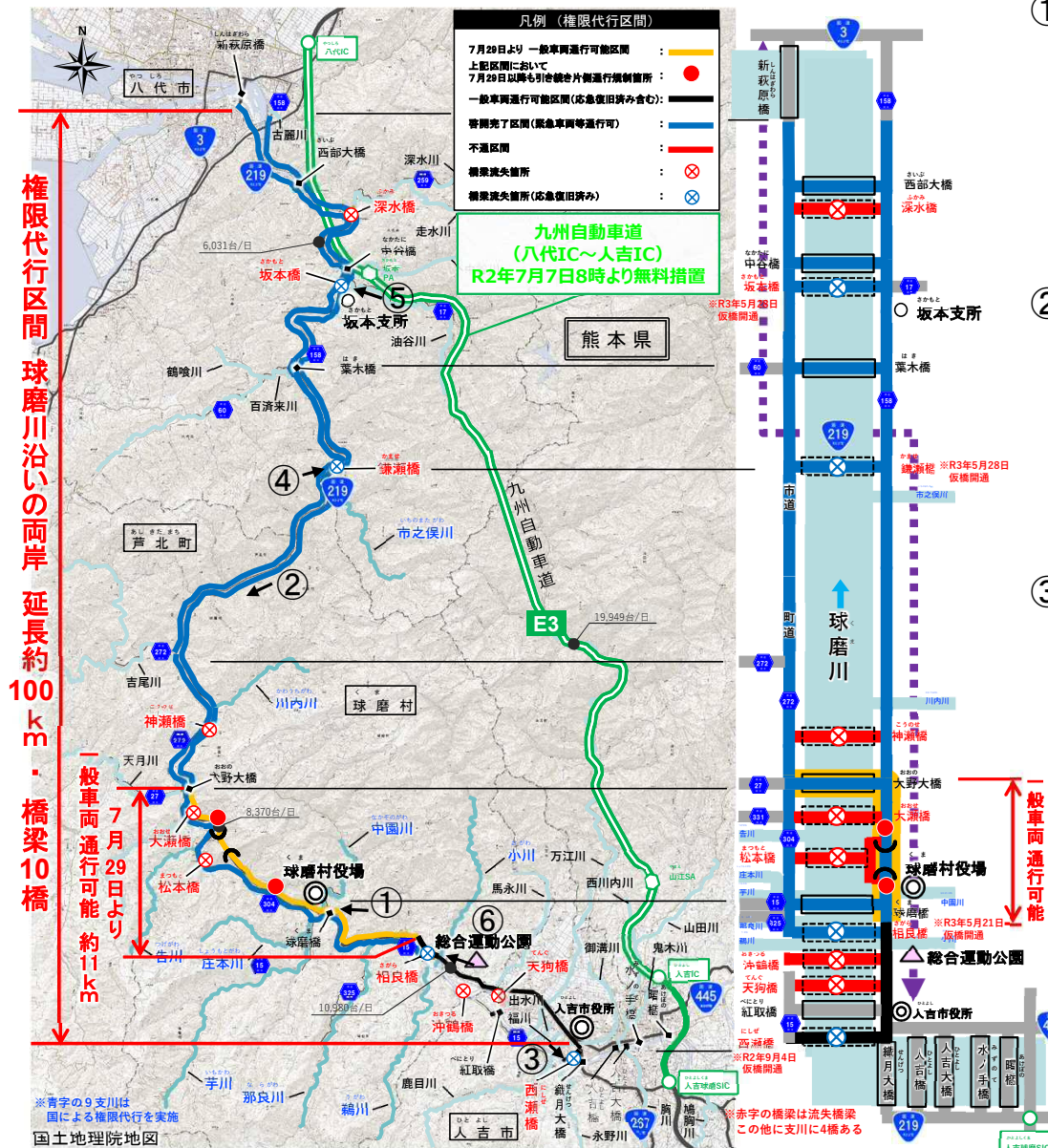
国土交通省 九州地方整備局 八代復興事務所 道路副所長 ^{やまきた けんじ} 山北 賢二
工務第二課長 ^{とうじま えいじ} 東島 栄司
TEL : 0965-39-5101 (代表)

■ 国道219号の維持管理について

熊本県 土木部 道路都市局 道路保全課 課長 ^{おがた まこと} 緒方 誠
TEL : 096-383-1111 (代表)

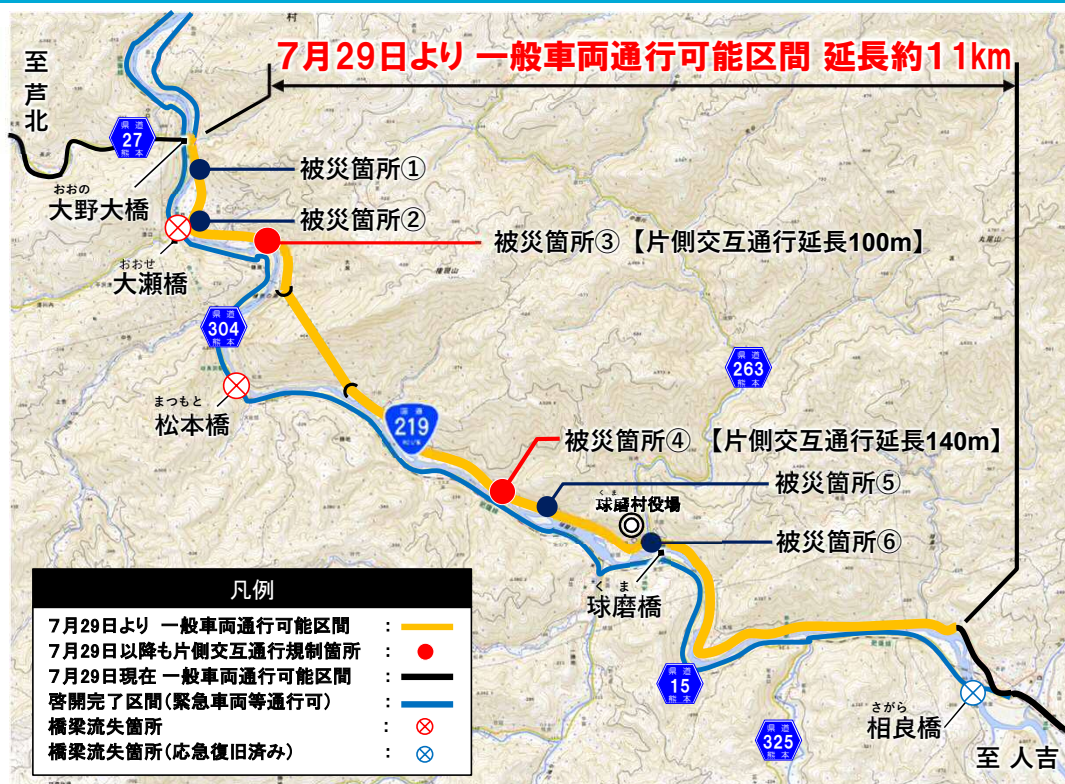
国の権限代行による道路の復旧状況(国道219号及び並行する県道等)

- 道路法の改正(R2.5)を受け、県道等の災害復旧代行を初めて適用
- 今年の出水期に向けた対策として、道路の応急復旧や仮橋の設置、流失した橋桁等の撤去を推進
→相良橋仮橋は令和3年5月21日、坂本橋及び鎌瀬橋仮橋は5月28日供用。



- 道路の応急復旧:球磨川兩岸道路全線
 - 流失橋梁への仮橋設置:鎌瀬橋、坂本橋、相良橋、西瀬橋
 - 流失した橋桁等の撤去:深水橋、坂本橋、鎌瀬橋
- かませ さかもと さがら にしぜ
ふかみ さかもと かませ
こうのせ おおせ まつもと さがら おきつる
神瀬橋、大瀬橋、松本橋、相良橋、沖鶴橋

国道219号（大野大橋～人吉市内）復旧状況



7月29日以降も引き続き片側交互通行規制箇所

被災箇所③



7月29日以降も引き続き片側交互通行規制箇所

被災箇所④



被災箇所①



被災箇所②



被災箇所⑤



被災箇所⑥

